

仙台市部活動地域展開の基本的な計画

～広がる つながる 中学生の新しい休日～

中間案
概要版

第1章 基本的な計画の策定にあたって

①部活動の地域展開とは

生徒のスポーツ・文化芸術活動を、部活動から学校を含めた地域全体で支える地域クラブ活動に展開することを指しています。なお、本市における部活動地域展開については、市立中学校を対象として検討を進めます。

②国の動向

少子化の中でも生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実し、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備します。令和8～13年度を「改革実行期間」とし、休日については、期間内に原則全ての学校部活動で地域展開の実現を目指します。

③宮城県の動向

令和10年度中には、県内全ての市町村で休日の学校部活動を行わないことを目標としています。

※本計画において「休日」とは土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始を指します。

④本市の状況

	平成27年度	令和7年度	増減
中学校等生徒数	26,620人	25,161人	5.5%減 ↓
部活動数 (運動部・文化部合計)	1,168部	1,126部	3.6%減 ↓
部活動加入率	91.7%	83.8%	7.9ポイント減 ↓
合同チーム [※] 編成校数	15校	49校	226.7%増 ↑

注：単独でチーム編成が困難な複数の学校により合同で編成されるチーム

第2章 本市における休日の部活動地域展開

①仙台市教育構想2026との関わり



②目的・目標

【目的】 主体的な選択や多様な人とのつながりの場を確保し、生徒の可能性を広げ、よりよく生きる力を育む。

【目標】 中学生が自らの興味・関心に合わせて、主体的に活動を選択できる休日の活動環境を構築する。

第2章 本市における休日の部活動地域展開

③実施時期（案）

令和11年度2学期開始（目途）から、休日の学校部活動を行わない。

※平日の学校部活動については当面の間継続し、平日の部活動地域展開については国の動向を注視しながら検討を進めます。

④目指す姿 【仙台市】 休日の部活動地域展開後

中学生の新しい休日の過ごし方



本市の部活動地域展開は「学校部活動をそのまま地域にスライドさせるもの」ではなく、
「中学生の休日の新しい過ごし方を示すもの」です

平日は各中学校の部活動で活動できます

【平日】 学校部活動



学校部活動は原則、
一人一つの部活動

部活動への加入は
原則、任意

休日はクラブ・団体等に任意で加入し活動できます

【休日】 クラブ・団体等での活動



複数加入すること
もできます

平日の部活動とは違った競技、
分野のクラブ・団体等で活動
することもできます

ボランティア等の
活動もできます

クラブ・団体等に加入せず、自分の時間として過ごすこともできます

学区に関わらずクラブ・団体等で活動できます（市内全域から参加可能）



クラブ・団体等は認定地域クラブを含む多様なクラブ・団体・活動を指します

クラブ・団体等

※いずれにも任意で加入できます

多様なクラブ・団体・活動

市内で活動する多様なクラブや教室、サークル等



スポーツ・文化・芸術・学習・ボランティア活動等
様々な選択肢があります

認定地域クラブ

基準を満たし、市に認定されたクラブ等



適切な活動
時間と休養日



研修を受けた
指導者



保険加入
必須



安定した
活動場所

第2章 本市における休日の部活動地域展開

⑤ 現行の学校部活動との比較

項 目	現行の学校部活動	地域展開後の姿（想定）
活 動	平日及び休日に活動	休日の学校部活動は行わない （平日の学校部活動は当面の間継続）
実施種目等	各校が設置する スポーツ・文化活動等が中心	市内で運営するクラブ・団体等の種目や ボランティア活動等
場 所	原則、在籍校施設	認定地域クラブは中学校施設中心 その他は各活動場所
指導者	顧問・部活動指導員・外部指導者	各クラブ・団体等の専門の指導者
費 用	原則、無料	原則、有料（受益者負担）
保 険	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度適用	各クラブ・団体等が加入する保険適用

⑥ 部活動地域展開が生み出すもの

多種多様な体験	生徒の個性・ 得意分野の尊重	世代間の豊かな交流	良質な指導の提供
継続的な活動・ 一貫的な指導	学区を越えた 仲間とのつながり	地域への貢献	

生徒一人ひとりの個性や得意分野を尊重した、様々な体験や世代間の交流、新たな仲間とつながる機会等を提供し、学校部活動の教育的意義と合わせて新しい価値を一人でも多くの生徒が享受できるよう、制度や環境の整備に努めます。

⑦ 認定地域クラブ

競技力向上を主目的としたクラブ・団体等との区別や質の担保等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定されたクラブ・団体等のことであり、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を行うものです。

認定制度	競技力の向上を主目的としたクラブ・団体等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、本市が認定を行う仕組みを構築します。
認定のメリット （想 定）	（１）生徒・保護者に対する教育委員会からの情報提供（活動の内容や場所等） （２）公的支援（中学校施設の優先利用、使用料減免、学校備品等の活用等） （３）認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
要 件 （国に準拠）	（１）教育的意義を継承・発展させ、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与（選抜等の不実施等）／（２）適切な活動時間・休養日／（３）可能な限り低廉な参加費等／（４）適切な指導体制の確保（「こども性暴力防止法」 ^注 を含む不適切行為防止、登録指導者等）／（５）適切な安全確保の体制の確保／（６）適切な運営体制の確保／（７）学校等との適切な連携
認定地域クラブ 以外の様々な活動	（１）本事業における認定地域クラブの制度は、それ以外の様々な活動を妨げるものではありません。 （２）認定地域クラブ以外の様々な活動についても、本市中学生の活動の場であることから、可能な範囲内で連携を図ります。

注：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

第3章 地域展開の推進に向けて

①地域展開の円滑な推進に当たっての各種検討課題への対応

課題1 運営団体・実施主体

様々なクラブ・団体等を想定し、実施主体の確保に努める

課題2 指導者の配置

部活動指導員・外部指導者・指導を希望する教職員等を認定地域クラブとマッチング

課題3 認定地域クラブの活動場所

中学校施設を認定地域クラブへ優先的に貸出し

課題4 地理的要因による不安

市内全域で認定地域クラブの立ち上げを支援し負担軽減に努める

課題5 安全確保

指導者に対する研修の継続的な実施

課題6 情報提供

地域展開に係る情報の周知により理解の促進を図る

課題7 中学校との連携

活動状況等の情報を必要に応じて共有

課題8 関係団体等との連携

関係団体等との連携・協働とともに、大会等に関するについて検討を進める

課題9 多様な関心や実態に応じた活動

学校部活動にない活動も含め幅広い機会の提供に努める

②推進スケジュール（案）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
休日の学校部活動	休日の学校部活動			
児童生徒・保護者		周知期間		加入申込
クラブ・団体等		周知期間	募集期間	認定審査
クラブ・団体等の活動機会に係る情報発信				※随時実施
				情報提供開始

③計画の推進に向けて

- 本計画を幅広く共有し、より多くの市民（児童生徒や保護者、指導者等）に計画の内容について理解を得られるよう、情報発信を行います。
- 幅広いクラブ・団体等の運営主体の参画のもと、様々な課題解決について継続して取り組みます。
- 本計画について、休日の部活動地域展開の実施開始後、3年経過を目途に進捗状況や課題を振り返り、計画見直しの要否について検討を行います。

関係資料等

「仙台市部活動地域展開検討協議会」

URL:<https://www.city.sendai.jp/hokentaiku/bukatsu/chiikiikoukentoukyougikai.html>

《本紙及び関係資料に関する問い合わせ》

仙台市教育委員会 保健体育課 022-214-8882

